

川崎市非常勤嘱託員に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、別に定めるもののほか、非常勤の嘱託員について必要な基準を定め、人事の適正な管理を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、嘱託員とは、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定されている非常勤職員をいう。

(嘱託員の種別)

第3条 嘱託員は、その業務内容により第1種嘱託員、第2種嘱託員及び第3種嘱託員とし、それぞれの定義は次の各号に定めるとおりとする。

(1) 第1種嘱託員とは、専門的かつ高度な業務に従事する医師、弁護士等の資格を有する者で、必要に応じて随時勤務する者をいう。

(2) 第2種嘱託員とは、第1種及び第3種嘱託員以外の者で、1週間につき原則として、29時間を超えない範囲で勤務する者をいう。

(3) 第3種嘱託員とは、日を単位として勤務する者、夜間勤務をする者及び必要に応じて随時勤務する者をいう。

(職の設置)

第4条 嘱託員の職は、資格又は免許を必要とする職、専門的な知識経験を必要とする職、行政事務経験を必要とする職、人材の確保が困難な職等で常時勤務を要しないものについて設置することができる。

2 嘱託員の職の設置に当たっては、その職を必要とする局長等（川崎市事務分掌条例（昭和38年川崎市条例第32号）第1条に掲げる局及び川崎市事務分掌規則（昭和47年川崎市規則第19号）第1条の規定により設置されたこども本部の長並びに区長、市民オンブズマン事務局長、会計管理者をいう。以下同じ。）の申請に基づき、総務局長が設置する。

(嘱託員の職名)

第5条 嘱託員の職名は、原則として末尾に「非常勤嘱託員」を付し、職務の内容を適切に表す用語をもって総務局長が定める。ただし、局長等と総務局長が協議の上、特に必要と認める場合には、別の用語をもって定めることができる。

(任用)

第6条 嘱託員は、部長等（川崎市事務決裁規程（昭和41年川崎市訓令第8号）第2条第3号に掲げる部長、川崎市事業所事務分掌規則（昭和51年川崎市規則第39号）別表第1に定める第1類の事業所の長、副区長及び看護短期大学の事務局長をいう。以下同じ。）が選考の上、総務局人事部長の合議を経て、市長が任命する。

2 嘱託員の任用の期間は、原則として1年以内とする。

(任用の更新)

第7条 市長は、任用期間内の勤務成績が良好である嘱託員について、その任用期間を4回に限り更新することができる。

2 市長が特に必要であると認めたときは、前項の規定にかかわらず任用期間を満了した嘱託員を再度任用することができる。

(任用条件の明示)

第8条 嘱託員の任用に際しては、その者に対して任用期間、報酬及び勤務時間その他の任用条件を明示しなければならない。

(退職)

第9条 嘱託員は次の各号のいずれかに該当するときは、その日をもって退職する。

- (1) 任用期間が満了した日
- (2) 退職を願い出て承認があった日

(3) 死亡したとき。

(解職)

第10条 嘱託員は次の各号のいずれかに該当するときは、市長はその職を解くことができる。

(1) 勤務成績が良くないとき。

(2) 心身の故障のため、その業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(3) その他その職に必要な適格性を欠くとき。

(勤務日及び勤務時間等)

第11条 嘱託員の勤務日は、原則として、1週間について5日以内とし、勤務時間は、1日について休憩時間を除き7時間45分以内、1週間当たりの勤務時間は29時間以内とし、その割振りは局長等が総務局長と協議して別に定めるものとする。

2 嘱託員の休憩時間は、正規の勤務時間が6時間を超える場合においては、所定の勤務時間の途中に原則として1時間置くものとし、その割振りは局長等が総務局長と協議して別に定めるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、職務の性質上これにより難い職の嘱託員の勤務日、勤務時間及びその割振り並びに休憩時間については、局長等が総務局長と協議して別に定める。

(休日)

第12条 嘱託員の休日は、1週間について1日以上又は4週間を通じて4日以上の休日を与えるものとし、当該休日は局長等が総務局長と協議して別に定めるものとする。

(年次有給休暇)

第13条 嘱託員に対して、別表第1に掲げる区分に応じた年次有給休暇を原

則として 1 日を単位に付与することができる。ただし、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間(以下「会計年度」という。)の中途で任用された嘱託員については、その会計年度内における任用期間に応じて別表第 2 に規定する日数を付与することができる。

2 第 7 条の規定に基づき、任用が更新された場合において、前年度(直近 1 年度に限る。)に付与した年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数がある場合は、当該年度に限り繰り越すことができる。

(特別休暇)

第 14 条 嘱託員に対して、年次有給休暇のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に特別休暇を付与することができる。

(1) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難である場合

(2) 地震、水害、火災その他の災害による嘱託員の現住居の滅失又は損壊

(3) 地震、水害、火災その他の災害時において退勤途上における事故発生防止のための措置

(4) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署への出頭

(5) 選挙権その他公民としての権利の行使

(6) 忌引

(7) 骨髓又は末梢^{しょう}血幹細胞の提供

(8) 夏季における健康保持

(9) 負傷又は疾病(予防接種による著しい発熱等の場合を含む。)

(10) 嘱託員の出産

(11) 女性嘱託員の生理

(12) 嘱託員の育児

(13) 子の看護

(14) 短期の介護

(15) 嘱託員の介護

(16) 妊産婦である女性嘱託員が、母子保健法(昭和40年法律第141号)

第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受け
る場合

(17) 妊娠中の女性嘱託員が、通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体
又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合

(18) 妊娠中の女性嘱託員が、当該女性嘱託員の業務が母体又は胎児の健康
保持に影響があると認められる場合

- 2 前項第1号から第9号までの特別休暇は、有給とする。
- 3 第1項第10号から第18号までの特別休暇は、無給とする。
- 4 第1項第1号から第7号まで及び第10号から第12号までの特別休暇の
期間等は、正規職員の例による。ただし、第11号の特別休暇の期間につい
ては、女性嘱託員が請求した期間とする。
- 5 第1項第16号から第18号までの特別休暇の期間等は、正規職員の職務
に専念する義務の免除の例による。
- 6 第1項第8号の特別休暇は、7月1日から9月30日までの間において次
の日数を付与するものとし、その他の要件については正規職員の例による。

1週間の勤務日数	付与日数		
	7月以前任用	8月任用	9月任用
5日以上	5日	3日	2日
4日	4日	3日	2日
3日	3日	2日	1日

- 7 第1項第9号の特別休暇は、ひとつの任用期間において、次の日数を上限
として付与できるものとし、その他の要件については正規職員の例による。

1週間の勤務日数	任用期間（1箇月に満たない日数があるときは、これを切り捨てるものとする。）ごとの上限日数						
	1箇月	2箇月	3箇月	4箇月	5箇月	6箇月	6箇月を超える期間
5日以上	1日	2日	2日	3日	4日	5日	10日
4日	1日	1日	2日	2日	3日	3日	7日
3日	—	1日	1日	2日	2日	3日	5日
2日	—	—	1日	1日	1日	2日	3日
1日	—	—	—	—	—	1日	1日

8 第1項第13号の特別休暇は、ひとつの任用期間において、次の各号に掲げる日数を上限として付与できるものとし、その他の要件については正規職員の例による。

(1) 養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。)が1人の場合

1週間の勤務日数	任用期間（1箇月に満たない日数があるときは、これを切り捨てるものとする。）ごとの上限日数						
	1箇月	2箇月	3箇月	4箇月	5箇月	6箇月	6箇月を超える期間
5日以上	1日	1日	1日	2日	3日	4日	7日
4日	1日	1日	1日	1日	2日	2日	5日
3日	—	1日	1日	1日	1日	2日	4日
2日	—	—	1日	1日	1日	1日	2日
1日	—	—	—	—	—	1日	1日

(2) 養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。)が2人以上の場合

1週間の勤務日数	任用期間（1箇月に満たない日数があるときは、これを切り捨てるものとする。）ごとの上限日数

	1箇月	2箇月	3箇月	4箇月	5箇月	6箇月	6箇月を超える期間
5日以上	1日	2日	2日	3日	4日	5日	10日
4日	1日	1日	2日	2日	3日	3日	7日
3日	—	1日	1日	2日	2日	3日	5日
2日	—	—	1日	1日	1日	2日	3日
1日	—	—	—	—	—	1日	1日

9 第1項第14号の特別休暇は、ひとつの任用期間において、次の各号に掲げる日数を上限として付与できるものとし、その他の要件については正規職員の例による。

(1) 要介護者が1人の場合

1週間の勤務日数	任用期間（1箇月に満たない日数があるときは、これを切り捨てるものとする。）ごとの上限日数						
	1箇月	2箇月	3箇月	4箇月	5箇月	6箇月	6箇月を超える期間
5日以上	1日	1日	1日	2日	2日	3日	5日
4日	1日	1日	1日	1日	2日	2日	4日
3日	—	1日	1日	1日	1日	2日	3日
2日	—	—	1日	1日	1日	1日	2日
1日	—	—	—	—	—	1日	1日

(2) 要介護者が2人以上の場合

1週間の勤務日数	任用期間（1箇月に満たない日数があるときは、これを切り捨てるものとする。）ごとの上限日数						
	1箇月	2箇月	3箇月	4箇月	5箇月	6箇月	6箇月を超える期間
5日以上	1日	2日	2日	3日	4日	5日	10日
4日	1日	1日	2日	2日	3日	3日	7日
3日	—	1日	1日	2日	2日	3日	5日

2日	—	—	1日	1日	1日	2日	3日
1日	—	—	—	—	—	1日	1日

10 第1項第15号の特別休暇は、要介護者の介護をする嘱託員であって、要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態にある間（以下「要介護者各々に係る一の要介護期間」という。）に初めて当該休暇の承認を請求した時点において、次のいずれにも該当するものに対して、要介護者各々に係る一の要介護期間において連続する93日（当該期間に係る介護を必要とする一の継続する状態となった日前において当該嘱託員が当該要介護者についてこの号の休暇を使用したことがある場合にあっては、93日からその使用の状況を考慮して別に定める日数を差し引いた日数）の範囲内の期間で付与することができるものとし、その他の要件は別に定めるもののほか、正規職員の例による。

- (1) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上であるもの
- (2) 要介護者各々に係る一の要介護期間において初めてこの号の休暇を使用しようとする日から起算して93日を経過する日を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれるもの（当該日から1年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかであるものを除く。）
- (3) 1週間の勤務日が3日以上とされている嘱託員又は週以外の期間によって勤務日が定められている嘱託員で1年間の勤務日が121日以上あるもの

11 前10項の規定にかかわらず、その他特別な事由により勤務しないことが相当であると認められる場合は、特別休暇を付与することができる。

12 前項の特別休暇の取り扱いは、総務局長が別に定める。

(育児休業)

第15条 嘱託員は、市長の承認を受けて、当該嘱託員の子を養育するため、育児休業をすることができるものとし、その他の要件については川崎市職員の育児休業等に関する条例（平成4年川崎市条例第2号）における非常勤職員の例による。

(部分休業)

第16条 市長は、嘱託員が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該嘱託員がその子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないことを承認することができるものとし、その他の要件については川崎市職員の育児休業等に関する条例における非常勤職員の例による。

(報酬)

第17条 嘱託員には、第1種報酬及び第2種報酬を支給する。ただし、日額報酬者その他総務局長が別に定める者については、第2種報酬を支給しない。

2 第1種報酬の額は、総務局長及び財政局長が協議して別に定める。

3 第2種報酬の額は、嘱託員の通勤の事情等に応じ総務局長が別に定めるものほか、正規職員の例による。

4 第1種報酬及び第2種報酬の合計額は、川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例（昭和22年川崎市条例第12号。以下「条例」という。）第1条第3項に定める報酬額の限度額を超えないものとする。

5 前各項に規定する第1種報酬及び第2種報酬の支給方法は、総務局長が別に定めるもののほか、正規職員の例による。

(月の中途任用又は退職等の場合の第1種報酬)

第18条 第1種報酬が月額で定められている嘱託員が、月の中途において任用された場合の当該月の第1種報酬の額は、当該月の初日から任用日の前日

までの間の本来勤務すべき日数に 1 日の勤務時間数を乗じて得た勤務時間数に第 20 条第 1 項に定める勤務 1 時間当たりの第 1 種報酬額を乗じて得た額を前条第 1 項の第 1 種報酬月額から減額する。第 1 種報酬が月額で定められている嘱託員が月の中途において退職した場合の当該月の第 1 種報酬の額は、退職日の翌日から当該月の末日までの間の本来勤務すべき日数の 1 日の勤務時間数を乗じて得た勤務時間数に第 20 条第 1 項に定める勤務 1 時間当たりの第 1 種報酬額を乗じて得た額を前条第 1 項の第 1 種報酬月額から減額する。ただし、死亡退職の場合は、全額支給するものとする。

(第 1 種報酬の減額)

第 19 条 第 1 種報酬が月額で定められている嘱託員が、勤務日に勤務しないときは、有給の休暇を取得している期間を除き、その勤務しない 1 時間につき、次条第 1 項に定める勤務 1 時間当たりの第 1 種報酬額を減額して、第 1 種報酬を支給する。

2 第 1 種報酬が日額で定められている嘱託員で、1 日の勤務時間が定まっている場合は、その勤務しない 1 時間につき、次条第 2 項に定める勤務 1 時間当たりの第 1 種報酬額を減額して、第 1 種報酬を支給する。

3 前 2 項の場合において勤務しない時間数に 30 分未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、30 分以上 1 時間未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

(勤務 1 時間当たりの第 1 種報酬額)

第 20 条 第 1 種報酬が月額で定められている嘱託員の勤務 1 時間当たりの第 1 種報酬額は、別に定めるもののほか、第 1 種報酬月額に 12 を乗じて得た額をその者の 1 週間の勤務時間数に 52 を乗じて得た数で除して得た額とする。

2 第 1 種報酬が日額で定められている嘱託員で、1 日の勤務時間が定まって

いる場合の勤務 1 時間当たりの第 1 種報酬額は、第 1 種報酬日額を 1 日の所定勤務時間数で除して得た額とする。

3 前 2 項の場合において第 1 種報酬額に 50 錢未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50 錢以上 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

(費用弁償)

第 21 条 嘱託員がその職務のため出張するときは、条例第 5 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、川崎市旅費支給条例(昭和 22 年川崎市条例第 21 号)別表の 4 等級に相当する旅費又は川崎市職員の市内出張旅費に関する規則(昭和 37 年川崎市規則第 50 号)の規定による旅費を費用弁償として支給する。

2 前項の費用弁償の支給方法は、正規職員の例による。

(服務)

第 22 条 所属長は、嘱託員について、その勤務状況を出勤簿及び出張命令簿により把握するとともに、その職について必要な服務規律が守られるよう指揮監督しなければならない。

2 部長等は、嘱託員が服務規律に違反した場合及び心身の故障のためその業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられない場合その他その職に必要な適格性を欠く場合は、直ちに総務局人事部長に報告するとともに、適切な措置を行うものとする。

(社会保険の適用)

第 23 条 嘱託員に対する社会保険の適用については、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)、厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)、雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)及び介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)の定めるところによる。

(公務災害等の補償)

第24条 嘱託員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年川崎市条例第35号)及び労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に定めるところによる。

2 嘱託員が公務上の災害又は通勤による災害を受け、勤務日に勤務しない場合、当該期間に対する第1種報酬及び第2種報酬は支給しない。

(健康診断)

第25条 嘱託員には、正規職員に準じて健康診断を実施する。

(要綱の設置)

第26条 局長等は、原則として、所属する嘱託員に関する要綱を定め、その適正化を図るものとする。この場合において、要綱を定めるに当たっては総務局長に合議するものとする。

2 前項の要綱は、おおむねこの要領及び必要な事項について定めるものとする。

(適用除外)

第27条 この要領は、川崎市国民健康保険徴収嘱託員、川崎市国際交流員及び川崎市チャレンジ就業員には適用しない。

(定めのない事項)

第28条 この要領に定めのない事項については、労働基準法(昭和22年法律第49号)その他関係法令の定めるところによる。

(委任)

第29条 この要領の施行について必要な事項は、その都度総務局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成5年4月1日から施行する。

(非常勤嘱託職員取扱要領の廃止)

2 非常勤嘱託職員取扱要領(63川総人第666号)は、廃止する。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成6年6月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成7年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成8年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年5月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成22年6月30日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日前に使用された改正前の要領の規定による子の看護を事由とする特別休暇の取扱いについては、改正後の要領の規定による子の看護を事由とする特別休暇として使用したものとみなす。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1(第13条関係)

1週間の	勤務年数ごとの休暇日数
------	-------------

勤務日数	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
5日以上	10日	11日	12日	14日	16日
4日	7日	8日	9日	10日	12日
3日	5日	6日	6日	8日	9日
2日	3日	4日	4日	5日	6日
1日	1日	2日	2日	2日	3日

別表第2(第13条関係)

1週間の勤務日数	任用期間(1箇月に満たない日数があるときは、これを切り捨てるものとする。)ごとの休暇日数						
	1箇月	2箇月	3箇月	4箇月	5箇月	6箇月	6箇月を超える期間
5日以上	1日	2日	2日	3日	4日	5日	10日
4日	1日	1日	2日	2日	3日	3日	7日
3日	—	1日	1日	2日	2日	3日	5日
2日	—	—	1日	1日	1日	2日	3日
1日	—	—	—	—	—	1日	1日

備考 更新した場合の年次有給休暇は、別表第1に規定する勤務年数ごとの休暇日数を付与することができる。